中小企業経営者を鼓舞(インスパイア)する

企画・発行:有限会社ビジネス・インスパイア

経営のセカンド・オピニオン vol. 133 <2018年4月号>

■【トピックス】 公文書改ざん!



朝日新聞のスクープから始まった財務省による決済文書の改ざん問題がクローズアップされています。当初は朝日新聞の記事に懐疑的な意見もありましたが、自殺者が出るに及んで事態が急転しました。

民主主義の基本となる情報の信頼性を揺るがす事態に発展しました。諸外国から日本が真に民主主義 国家であるのか疑義を持たれる事態に立ち至ったことに政府と国会は危機感を持つ時です。

■【ビジネス・アイ】 講師への交通費!

- 社長 「この前、社内研修をお願いした先生にお支払 した交通費について、経理が源泉徴収が必要 だといっているんだけど、どういうことかな?」
- 花野「そうですか。まず、講演を依頼した先が、個人か法人かで取り扱いが大きく異なります。原則的に法人の場合には源泉徴収は必要ありません。しかし、相手先が個人の場合には源泉徴収が必要になります」
- 社長 「講演料については、源泉徴収が必要なことは なんとなく分かるんだけど、交通費に源泉徴収 が必要だと言われると釈然としないんだよ」
- 花野 「会社が講師の先生に支払われた交通費が、実費であれば源泉徴収の必要はないでしょうが、 実質的に講演料の一部であると認定される部分があると源泉徴収が必要になりますね」
- 社長 「支払った交通費が実費とかいわれると、高名 な先生でもあるので、多めの金額を丸めて10 万円ってことでお支払しているんだけど、そうい われると難しいところがあるかもしれないね」
- 花野「税務上の取扱では、会社が直接交通機関等 へ通常必要な範囲の交通費や宿泊費など支払 った場合には、源泉徴収の対象にしなくてもよ いとされています。逆にいえば、それ以外の場 合には源泉徴収の対象になる可能性がありま すよってことですね」
- 社長 「ちょっと厳しいような気がするけど、そういう取り 扱いも仕方ないかな」

■【今月のキーワード】

源泉徴収と報酬・料金等

報酬・料金等を支払う者は、それが源泉徴収が必要な報酬・料金等である場合には、源泉徴収を行わなければなりません。報酬・料金等の支払いを受ける者が法人の場合には、その法人が馬主でない限り源泉徴収の対象にはなりません。支払いを受ける者が個人の場合には原則として源泉徴収が必要になります。その名目が車代、交通費であっても、その実態が報酬・料金等と同じであれば源泉徴収の対象となります。また、金銭以外の物品で支払ったとしても源泉徴収が必要になります。

■【今月の1冊】

『こんなに変わった!小中高教科書の新常識』 現代教育調査班編 青春出版社 ¥1000

大昔に小学校や中学校で習ったことが、知らないうちに大きく変わっていました。特に歴史については、 その傾向が大きいといえます。

何事もそうですが、今の常識が将来もそのままである保証はありません。その傾向はビジネスの世界で顕著です。これからは常識にとらわれない柔軟な発想が必要だということのいい見本かもしれません。それにしても変わり過ぎですね。



■【編集後記】

国会は、公文書の改ざん問題で揺れていますが、海外でも次々と事件が発生しています。これらが回りまわって、いつかは私たちの生活にも影響を与えてくるのでしょう。とりあえず、今は目の前の仕事やあれやこれやに集中していこうと思います。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.133 (毎月1日発行)

- ●定価:2,400 円/年 ●発行日:2018.4.1 ●発行人:花野康成
- ●編集・発行:有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦 3 丁目 1 番 30 号錦マルエムビル 5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

http://homepage3.nifty.com/binspire/